

地域再生計画書本体新旧対照表

旧	新
<p>1. 地域再生計画の名称 中津川市における農林再生計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 岐阜県、中津川市</p> <p>3. 地域再生計画の区域 中津川市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行なう事業</p> <p>5 - 1 全体の概要 加子母地区にある林道「木曾越線」(<u>木曾川地域森林計画 H16.12.24 岐阜県告示</u>)の改良、付知地区にある林道「大平線」(<u>木曾川地域森林計画 H16.12.24 岐阜県告示</u>)の改良及び舗装、林道「恵北東線」(<u>木曾川地域森林計画 H16.12.24 岐阜県告示</u>)の開設により、安全性及び林道の機能向上を促進し森林への円滑なアクセス性を確保することで森林施業の効率化と間伐遅れとなっている森林を解消する。 特に、付知地区に際しては、「東濃ヒノキ」を中心とした林分であり、森林所有者の林業に対する意欲が高い地区であり、生産団体の経営基盤強化に資する支援を行う。 また、市道「田瀬橋宮脇線」(<u>H15.12.12認定</u>)・「坂本 114 号線」(<u>S61.3.29 認定</u>)の改良工事により、国道 257 号及び国道 19 号への安全かつ走行性を向上させたアクセスを確保し、森林所有者の居住環境の向上に資する国道、市道、林道による交通の円滑化を構築するものとする。さらには、近郊の学校の通学路と乖離させることで、歩行者への安全性を向上させる。</p> <p>5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行なう事業</p>	<p>1. 地域再生計画の名称 中津川市における農林再生計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 岐阜県、中津川市</p> <p>3. 地域再生計画の区域 中津川市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行なう事業</p> <p>5 - 1 全体の概要 加子母地区にある林道「木曾越線」の開設及び改良、付知地区にある林道「大平線」の改良及び舗装、林道「恵北東線」の開設により、安全性及び林道の機能向上を促進し森林への円滑なアクセス性を確保することで森林施業の効率化と間伐遅れとなっている森林を解消する。 特に、付知地区に際しては、「東濃ヒノキ」を中心とした林分であり、森林所有者の林業に対する意欲が高い地区であり、生産団体の経営基盤強化に資する支援を行う。 また、市道「田瀬橋宮脇線」・「坂本 114 号線」の改良工事により、国道 257 号及び国道 19 号への安全かつ走行性を向上させたアクセスを確保し、森林所有者の居住環境の向上に資する国道、市道、林道による交通の円滑化を構築するものとする。さらには、近郊の学校の通学路と乖離させることで、歩行者への安全性を向上させる。</p> <p>5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行なう事業</p>

道整備交付金を活用する事業

- ・事業主体
 - 市道 中津川市
 - 林道 岐阜県、中津川市
- ・施設の種類 市道、林道
- ・事業区域 いずれも中津川市
- ・事業期間
 - 市道（平成17年度～20年度）
 - 林道（平成17年度～21年度）
- ・事業費
 - 総事業費 14億6,340万円
（うち交付金7億5,940万円）
 - 市道 5億5,400万円
（うち交付金2億7,700万円）
 - 林道 9億940万円
（うち交付金4億8,240万円）
- ・整備量
 - 市道 1.9 km
 - 林道 5.6 km

5 - 3 その他の事業

該当なし

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道；道路法に規定する市町村道に「田瀬橋宮脇線」については平成15年12月12日、「坂本114号線」については昭和61年3月29日に認定済み。
 - ・林道；森林法による木曾川地域森林計画（平成15年4月1日樹立）に路線を記載。
- [施設の種類（事業区域） 事業主体]
- ・市道（中津川市） 中津川市
 - ・林道（中津川市） 岐阜県、中津川市
- [事業期間]
- ・市道（平成17年度～20年度） 林道（平成17年度～21年度）
- [整備量及び事業費]
- ・市道 2.3 km、林道 7.4 km
 - ・総事業費 1,744,110千円
（うち交付金868,720千円）
（内訳）
 - 市道 478,000千円
（うち交付金239,000千円）
 - 林道 1,266,110千円
（うち交付金629,720千円）

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「中津川市における農林再生計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

間伐等の森林整備事業の実施

災害に強い森林づくりを推進するため、間伐等の森林整備事業の実施を促進する。

森林整備に必要な林道等の整備

間伐等の森林整備を効率的、効果的に実施するため、必要な林道や作業道等の路網整備を促進する。

東濃ヒノキのさらなるブランド化の促進

東濃ヒノキのさらなるブランド化を促進するため、産直住宅の普及促進に努めるとともに、生産団体の経営基盤の強化を図る。

6 . 計画期間

平成 1 7 年度 ~ 平成 2 1 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

- ・ 間伐等の森林整備事業の実施
- ・ 森林整備に必要な林道等の整備
- ・ 東濃ヒノキのさらなるブランド化の促進に関する事業の推進
(産直住宅の普及促進に関する事業等)

6 . 計画期間

平成 1 7 年度 ~ 平成 2 1 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。